

よつはデイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社よつはが開設するよつはデイサービス(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び予防専門型通所サービスの事業、従来型通所サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護、予防専門型通所サービス、従来型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、いきいき支援センター、居宅介護支援事業者もしくは介護予防支援事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	よつはデイサービス
所在地	愛知県名古屋市長守山区四軒家一丁目 1576 番地 レーベン豊1F 102 号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名(常勤、兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 従業者

生活相談員 2名(常勤、兼務)

介護職員 3名(常勤、専従2名 常勤、兼務1名)

看護職員 1名(非常勤、兼務)

機能訓練指導員 2名(常勤、専従1名 非常勤、兼務1名)

2 職員は、設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は、別紙職務分担表によることとする。

(1) 管理者は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。

(2) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。

(3) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。

(4) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。

(5) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

(7) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 サービス提供時間

1 単位目 午前9時00分から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

1単位目 20名

(内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、その利用料の額は、介護報酬告示上の額もしくは名古屋市、長久手市、尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

食事の提供

入浴

日常生活動作の機能訓練

健康チェック

送迎

アクティビティ・介護予防

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 50円徴収する。

3 食費は、700円を徴収する。

4 おむつ代は、紙パンツ100円、パット30円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、守山区、名東区、長久手市、尾張旭市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

1 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。

2 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

3 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練等を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社よつはと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規定は、平成31年3月1日から施行する。